

# ～経営者必見！労働者大移動時代の到来に備える～ 改正雇用保険法 & 改正育児・介護休業法対策セミナー

令和7年4月1日からの雇用保険法及び育児・介護休業法の改正により、育児休業給付金実質100%の実現、短時間勤務の賃金助成、子の看護休暇及び所定外労働の制限（残業免除）の期限の延長、介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置などが事業主の義務になります。さらには、雇用保険対象者の拡大、自己都合退職における基本手当の給付制限期間の短縮、教育訓練給付金の助成率拡大など、労働者が自分自身の能力向上を図り、より成長分野へ円滑に移動できるよう支援の拡大が行われます。そこで今回、昨年に引き続き改正雇用保険法と改正育児・介護休業法の内容に加え、中小・小規模事業者の対応策について学ぶことを目的に本セミナーを開催します。

**日時** 令和7年 **1月16日(木) 13:30～15:45**

**対象者** 中小・小規模事業者 **受講料** 無料（会員・非会員問わず） **定員** 30名

**会場** 熊本商工会議所 6階第1中会議室 **主催** 熊本商工会議所  
(熊本市中央区横紺屋町10番地)

## ◆セミナー講師

### くまもと社会保険労務士事務所

所長 社会保険労務士

### (株)コンサルタントブレイン

代表取締役

にしはら てつ お  
**西原 哲朗 氏**

#### 【講師プロフィール】

「従業員の幸せ」と「企業の発展」を実現するため、経営者に寄り添い労務面から企業の成長戦略を構築する、「人事成長制度®」を開発・実践。熊本商工会議所エキスパートバンクや、中小企業庁 熊本県よろず支援拠点にて、中小・小規模企業者への支援に取り組んでいる。



## 内 容

- (1) 令和6年地方労働行政運営方針から読み解く中小・小規模事業者支援の方向性
- (2) 改正雇用保険法について
- (3) 改正育児・介護休業法について
- (4) 改正雇用保険法、改正育児・介護休業法により中小・小規模事業者が受ける影響と対策について

※内容は昨年と同じです。

※内容は一部変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

## お申込方法

下記の参加申込サイトまたはQRコードよりお申込ください。

## 問合せ先

熊本商工会議所 経営金融課  
TEL 096-354-6688 FAX 096-326-8343  
E-mail:info@kmt-cci.or.jp

## ご参加にあたりましての 連絡・注意事項

熊本商工会議所の有料駐車場には数に限りがありますので、最寄りの有料駐車場等をご利用ください。

## 改正雇用保険法 & 改正育児・介護休業法対策セミナー (1/16)参加申込サイト

<https://forms.gle/pmXtueKqiRCqWaE59>

申込用QRコード⇒



※自社における商用を目的とした参加はお断りさせていただきます。予めご了承ください。

※複数人お申込の場合は、1社2名までのお申込をお願い致します。

※ご記入頂いた情報は、熊本商工会議所からの各種連絡、情報提供の為に利用するほか、セミナー参加者の実態調査、分析の為に利用することがあります。